

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

- 1 この規程における用語の定義は、次の通りとする。
 - (1) 「グリーンボンド」とは、グリーンボンドガイドライン 2020 年版（以下「ガイドライン」という。）第2章1において掲げるグリーンボンドをいう。
 - (2) 「サステナビリティボンド」とは、ガイドライン第2章4において掲げるサステナビリティボンドをいう。
 - (3) 「グリーンプロジェクト」とは、環境改善効果がある事業であり、環境面からのネガティブな効果（環境負荷）がその環境改善効果と比べ過大にならないと評価されるものをいう。
 - (4) 「国内脱炭素化事業」とは、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する事業等であって、我が国におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する事業をいう。
 - (5) 「発行支援業務」とは、支援対象事業者に対し、グリーンボンド等ストラクチャリングの実施、外部レビューの付与又はグリーンボンド等コンサルティングの実施を行うことをいう。
 - (6) 「グリーンボンド等ストラクチャリング」とは、支援対象事業者や投資家のニーズに即してグリーンボンド等の組成及び提案を行うことをいう。
 - (7) 「外部レビュー」とは、ガイドライン第3章5において掲げる外部機関によるレビューをいう。
 - (8) 「グリーンボンド等コンサルティング」とは、グリーンボンド等フレームワークの検討、策定又は運用を支援する事業として次に掲げる業務をいう。
 - ア グリーンボンド等の発行のために必要となる事前の調査
 - イ グリーンボンド等フレームワークの設計支援（調達資金の使途となるグリーンプロジェクトに係る環境改善効果及びネガティブインパクトの考え方、グリーンボンド等を通じて達成しようとする環境面での目標を踏まえた資金使途の選定基準、グリーンプロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理方法、レポートの実施方法等に係る助言、フレームワーク素案の策定等。支援対象事業者が検討会を通じてこれらの検討を行う場合には、当該検討会業務を含む。）
 - ウ グリーンボンド等の発行後に行う環境改善効果の評価支援
 - エ その他グリーンボンド等の発行のために必要となると認められるコンサルティング業務なお、グリーンボンド等の発行に直接関係するものではないコンサルティング業務、グリーンボンド等ストラクチャリングの一環として行うコンサルティング業務は含まない。
 - (9) 「登録支援者」とは、発行支援業務を行うこととしてグリーンボンド・ローン促進プラットフォームの登録を受けた者をいう。

- (10) 「発行支援計画」とは、登録支援者が行う、最長3年間の発行等支援業務に係る計画をいう。一つのグリーンボンド等の組成において複数の登録支援者が発行支援業務を行う場合は、各発行支援業務の内容を含む一つの発行支援計画を定めるものとする。
- (11) 「グリーンボンド・ローン促進プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）とは、別途環境省の委託事業により設置され、登録支援者の登録及び公表、国内におけるグリーンボンド等発行事例の情報共有並びに国内外のグリーンボンド等市場及び政策の動向分析を行い、国内外に向けて情報発信する場をいう。